

ヒグマに関する危機管理マニュアル

令和4年3月

環境衛生部環境生活課

目 次

第1章 総 則

1 目的	1
2 想定危機	1
3 被害想定規模	1

第2章 日常的な危機管理

1 啓発活動	1
2 出没個体の有害性に対応した基準	1
3 ヒグマに関する通報時の連絡体制	1
(図1) ヒグマ出没時の有害性判断フロー	2
(表1) ヒグマに関する基本行動マニュアル	3
(図2) ヒグマに関する通報時の連絡体制	4
(図3) ヒグマ警戒区域範囲図	5

第3章 緊急事態発生時の対応

1 緊急事態発生時の初動対応及びヒグマ対策本部の設置	6
2 緊急事態発生時の報道機関への情報提供	6
3 緊急事態発生時の関係部局および役割	7

関係様式

様式1 危機管理発生状況報告書

様式2 ヒグマの情報提供票

ヒグマに関する危機管理マニュアル

第1章

1. 目的

ヒグマが市街地を徘徊し、人の生命、身体若しくは財産が危険にさらされると予想される事態又は人に危害を加えられる事故事態が発生した場合における、被害の未然防止警戒対策及び被害者の救急救助体制を確立することにより生活の安全と安心の確保に努めることを目的とする。

2. 想定危機

ヒグマが市街地を徘徊し、人に対し危害を加え又は日常生活に多大な不安と脅威を与える事態の発生（郊外や山間部での発見など、一時的な遭遇については対象としない。）。

3. 被害想定規模

- （1）ヒグマにより人が死亡若しくは負傷する事故、事態。
- （2）ヒグマが徘徊することにより、外出、児童生徒の通学通園などができなくなる事態。
- （3）ヒグマの徘徊により、道路閉鎖の交通障害が発生し、生活に支障が生じる事態。

第2章 日常的な危機管理

1. 啓発活動

広報紙やホームページ等による春、秋の山菜取りや入山マナー等についての周知および必要に応じてお盆、お彼岸のお墓参りの際に注意喚起のビラまきによる啓発を行う。

- （1）山菜採りなどで入林するとき
 - ・住宅地近くの山林でも、できるだけ単独では入林しない（特に朝夕の入林は控える）。
 - ・ゴミやジュース等の容器は必ず持ち帰る。
 - ・音などを鳴らし(鈴や笛など)自分の存在を知らせる。
- （2）自宅の近くに山林があるとき
 - ・畑の作物を刈り取るなど、家の周りにヒグマの餌となるようなものは置かない。
 - ・人通りの少ない場所への散歩に注意する。また、不用意に藪や林に入らない。
- （3）万が一ヒグマに出会ったとき
 - ・絶対に近づかない。
 - ・騒がない、走らない。ヒグマを興奮させない。
 - ・それでも近づいてきたら目を離さず後ずさりしながらゆっくりと離れる。

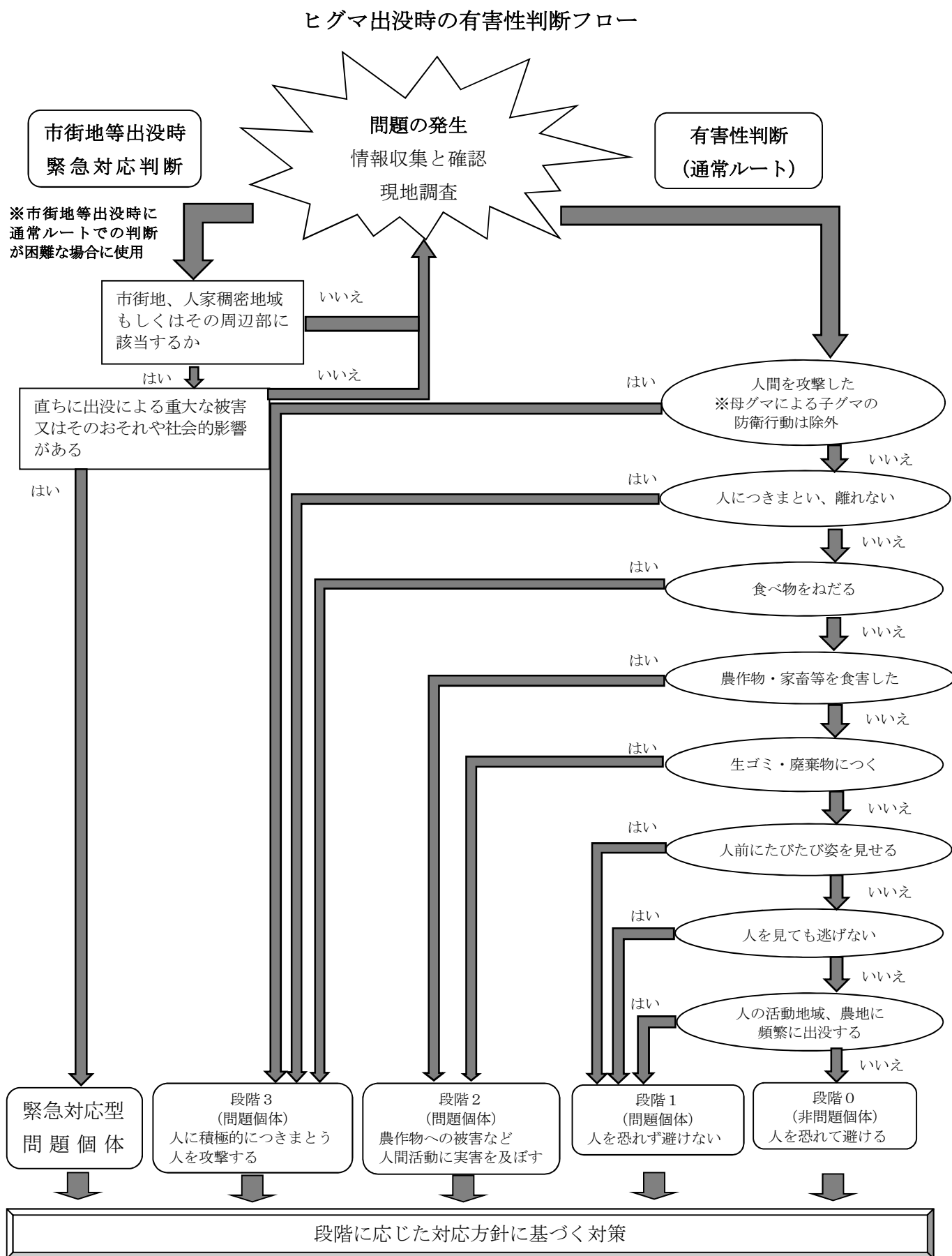
2. 出没個体の有害性に対応した基準

ヒグマが出没した際、行動内容によりヒグマの有害性は変わってくることから、ヒグマの危険段階の判断を行う必要がある。このことから、行動の特徴に応じて図1のヒグマ出没時の有害性判断フローにより判定を行う。また、判断フローによって判定を行った結果により表1の基本行動マニュアルにより対応を行う。

3. ヒグマに関する通報時の連絡体制

ヒグマに関する通報が行われた際の連絡体制について、図2のヒグマに関する通報時の連絡体制による。

(図 1)



※出典 北海道ヒグマ管理計画（第2期）別冊参考資料

(表1)

ヒグマに関する基本行動マニュアル

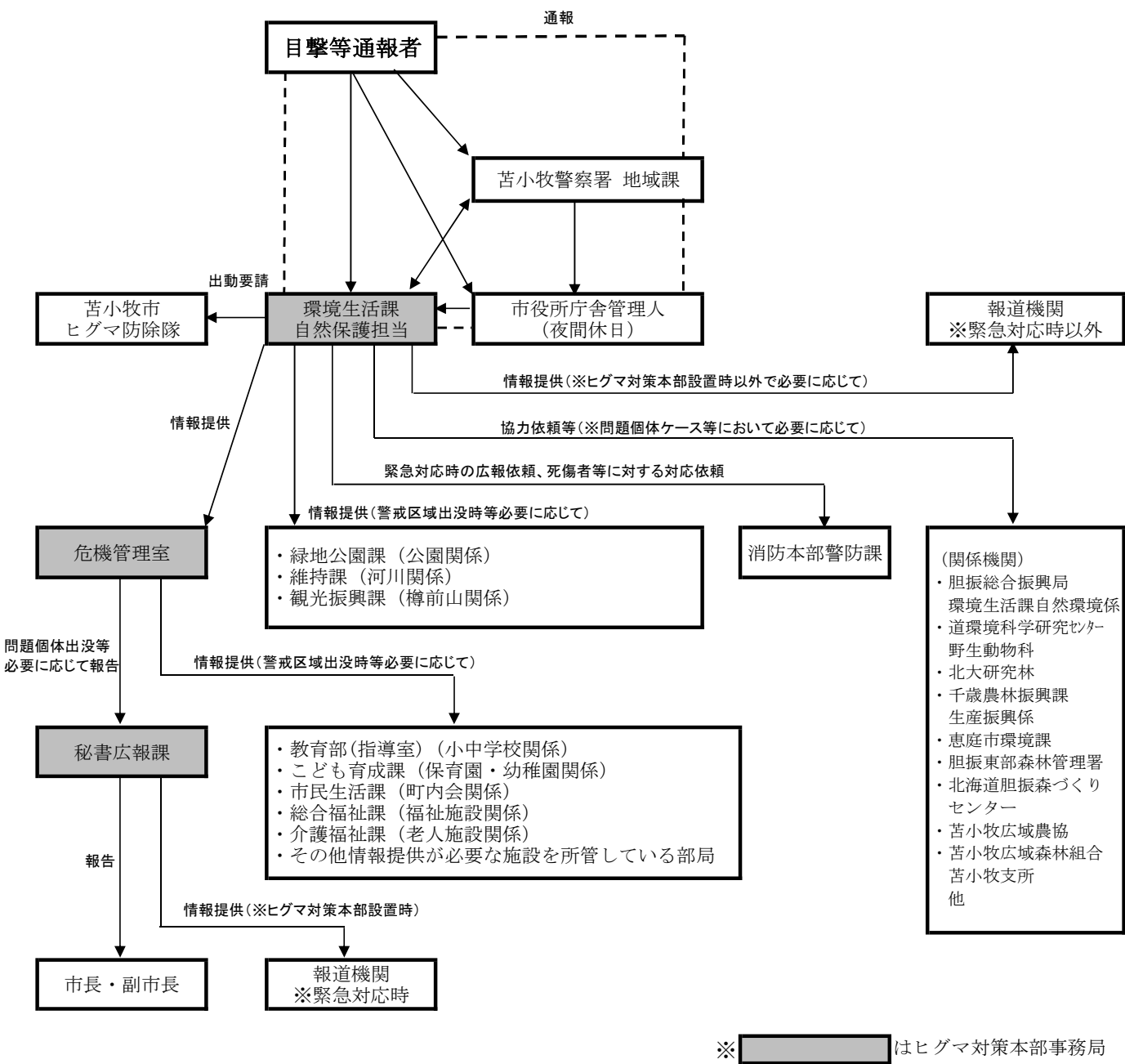
出沒場所 段階	警戒区域以外	警戒区域 ※1	警戒区域のうち市街地、人家 稠密地域と判断される場所
0 人を恐れて避ける	●市職員及びヒグマ防除隊により、痕跡調査 ●注意喚起看板の設置 ●ホームページによる周知 ●必要に応じてヒグマに関する通報時の連絡体制に基づく連絡通報	●市職員及びヒグマ防除隊により、痕跡調査、人的被害及びその他被害の調査 ●注意喚起看板の設置 ●ホームページによる周知 ●必要に応じてヒグマに関する通報時の連絡体制に基づく連絡通報	
1 人を恐れず避けない	●必要に応じて、市職員及びヒグマ防除隊により見回りを実施 ●ごみ等誘因物の除去 ●必要に応じて、関係機関等との協議により追払いの実施 ●出沒が継続し人身に被害が及ぶ可能性が推測される場合、ヒグマの出沒地域に対して情報の周知、注意喚起(SNS、防災メール、屋外スピーカー、広報車等) ●出沒が継続し人身に被害が及ぶ可能性が推測される場合、関係機関等との協議により、問題個体の排除		
2 農作物への被害など人間活動に実害を及ぼす	●農業被害防除について、農業系廃棄物の除去や収穫物の適正管理、電気柵等被害防止策の実施について協力要請		
3 人に積極的につきまとう、人を攻撃する	●人的被害が発生、または発生の可能性がある場合に報道発表の実施	●関係機関等との協議により、問題個体の確実な排除 ●人的被害が発生、または発生の可能性がある場合にヒグマ対策本部を設置し、対応方法の検討 ●人的被害が発生、または発生の可能性がある場合に報道発表の実施	
緊急対応型 問題個体			●初動対応として、ヒグマの出沒地域に対して情報の周知、注意喚起(SNS、防災メール、屋外スピーカー、広報車等) ●ヒグマ対策本部を設置し、対応方法の検討 ●報道発表の実施

※ いずれの段階の対応についても、低い段階の対応に加えて対応を行うことを原則とする。

※ 通報報告については様式1危機管理発生状況報告書により行う。

※1 警戒区域は図3の警戒区域によるものとする。ただし、警戒区域以外から警戒区域に移動したと推測される場合については警戒区域と判断し、警戒区域から警戒区域以外に移動したと推測される場合においては警戒区域以外と判断し、それぞれの基準において対応を行う。

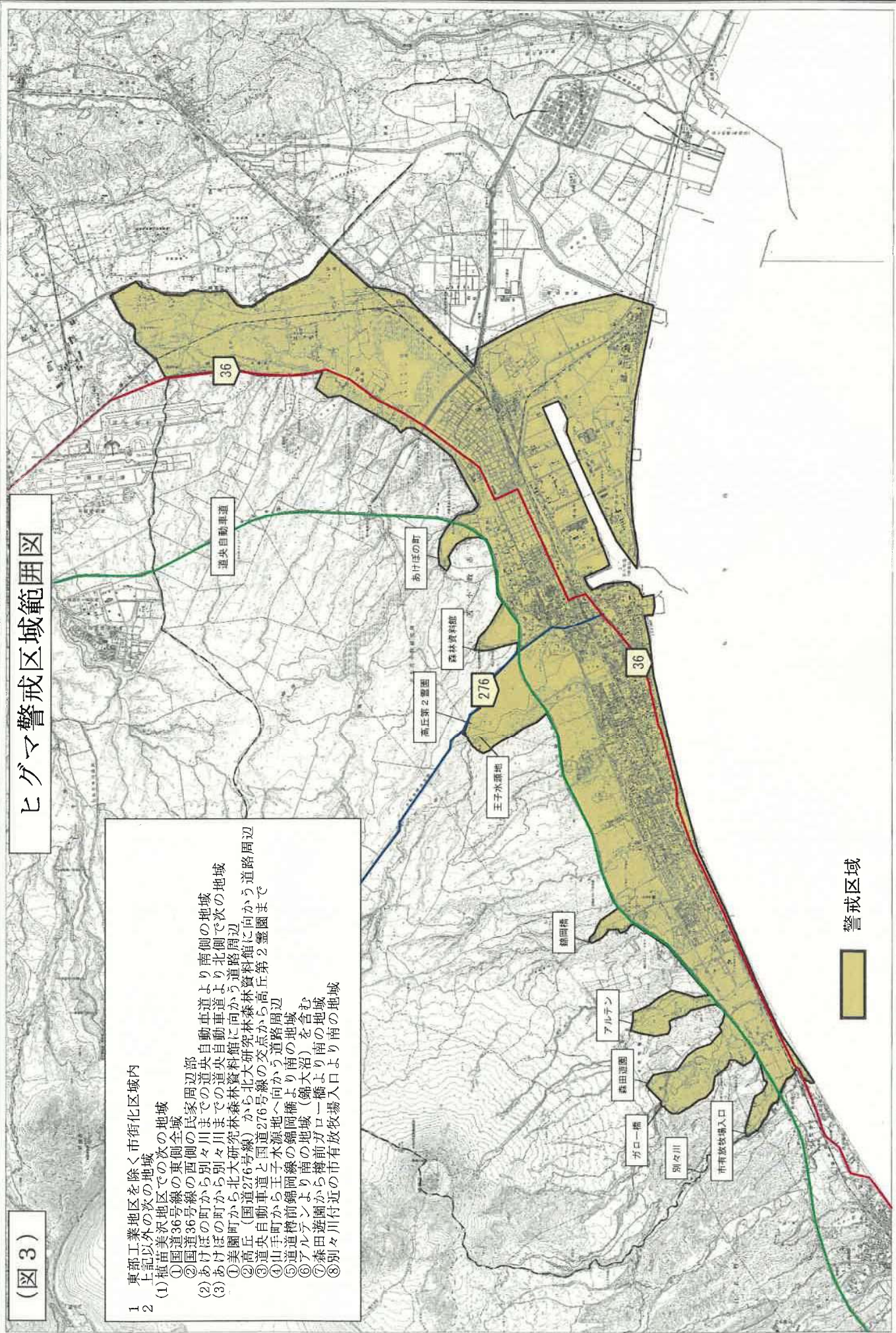
(図2)
ヒグマに関する通報時の連絡体制



(図3)

ヒゲマ警戒区域範囲図

- 1 東部工業地区を除く市街化区域内
 - 2 上記以外の次の地域
- (1) 植苗美沢地区での次の地域
- ① 国道36号線の東側の民家周辺部
 - ② 国道36号線の西側から別々川までの道央自動車道より北側の地域
- (2) あけぼの町から別々川までの道央自動車道より南側の地域
- (3) あけぼの町から別々川までの道央自動車道より北側の地域
- (4) 美園町から別々川までの道央自動車道より南側の地域
- (5) 高丘(国道276号線)から北大研究林森林資料館に向かう道路周辺
- (6) 道央自動車道と国道276号線の交点から高丘第2公園まで
- (7) 山手町から王子水源池へ向かう道路周辺
- (8) 道道橋前錦岡線の錦岡橋より南の地域
- (9) アルデンより南の地域(錦大治)を含む
- (10) 森田遊園から樟前ガロー橋より南の地域
- (11) 別々川付近の市有放牧場入口より南の地域



警戒区域

第3章 緊急事態発生時の対応

1. 緊急事態発生時の初動対応及びヒグマ対策本部の設置

緊急事態発生時の初動対応について、出没状況および事故状況の把握を環境生活課にて行い、図2ヒグマに関する通報時の連絡体制により、速やかに関係地域に対しての情報伝達および注意喚起を行い、被害の未然の防止に努めることを優先する。

その後に環境生活課、危機管理室、秘書広報課を事務局としたヒグマ対策本部を設置し、関係部局をはじめ、苫小牧警察署、胆振総合振興局環境生活課、苫小牧市ヒグマ防除隊などの関係機関と連携協力を行い緊急事態に対する対応の協議を行う。

なお、ヒグマ対策本部の本部長は市長とし、構成員は各部長とする。

2. 緊急事態発生時の報道機関への情報提供

緊急事態発生時の新聞社など報道機関への情報提供については様式2ヒグマの情報提供票により行うものとして、電話や来庁による個別対応については行わないものとする。

情報提供の内容については環境生活課、危機管理室にて精査し、秘書広報課にて情報提供を行うものとする。

※緊急事態とは原則、緊急対応型問題個体および警戒区域において人的被害の発生が推測される場合、人的被害が発生した状況

3. 緊急事態発生時の関係部局および役割

【各部局の役割】

担当部局	役 割
環境生活課	・ヒグマ対策本部事務局 ・通報内容の確認調査および行動追跡調査 ・関係機関への情報伝達・総合調整
危機管理室	・ヒグマ対策本部事務局 ・苫小牧市役所関係部局への情報伝達・総合調整 ・SNS（LINE、フェイスブック等）、苫小牧市防災メール、防災行政無線の屋外スピーカーによる周知（避難勧告を含む）
秘書広報課	・ヒグマ対策本部事務局 ・報道機関への情報提供
消防本部	・広報車で住民などへの広報（避難勧告を含む） ・119番通報への対応報告、警戒体制及び救急救助体制の確保
市民生活課	・町内会への情報伝達
総合福祉課	・福祉施設への情報伝達
介護福祉課	・老人施設への情報伝達
こども育成課	・幼稚園・保育園への情報伝達
指導室	・学校などの教育委員会所管施設への情報伝達
上記以外に施設等を所管する課	・所管施設への情報伝達

【主な関係機関】

関係機関	主 な 役 割
苫小牧警察署	・110番通報による警察活動、現地の交通規制および捕獲行動、住民避難行動などに関する連携活動
胆振総合振興局 環境生活課	・北海道及び専門機関との調整
苫小牧市ヒグマ防除隊	・ヒグマの徘徊行動追跡調査及び捕獲活動、被害防止のための警戒パトロール
大学等研究機関	・ヒグマの行動や習性等に関する情報提供および捕獲後の処分にすること

関係様式

様式 1 危機管理発生状況報告書

様式 2 ヒグマの情報提供票

(様式1)

危機管理発生状況報告書

(担当部作成)

事件事態等 報告日時	令和 年 月 日 時 分現在	受信日時	令和 年 月 日 時 分受信
報告者		受信部課	部 課 係
所 属	部 課 係	受信者名	
電話番号等	内線	受信方法	☐ 電話 ☐ インターネット ☐ 面談(来庁・現場)

発生日時	令和 年 月 日 時 分頃						
覚知日時	令和 年 月 日 時 分現在						
発生場所							
事件事態等の 概要 情報提供内容 (事故等の場所 知った経緯・ 該当する法令 違反など)	危機の種類						
	状況の把握		☐ 確認 ☐ 伝聞 ☐ 推測 ☐ 調査中				
	①危機管理指針に定める事件事態等の緊急事態である危機事案に類する 事態について報告する。						
	※危機事態等の概要が詳細に及ぶ時は別紙添付としても良い。						
被害状況	状況把握	☐ 確認	☐ 伝聞	☐ 推測	☐ 調査中		
	人的被害	死 者	負傷者	行方不明	感染者		合 計
		名	名	名	名	名	名
	物的被害	建物損壊	車両被害	環境汚染	ライフライン停止	器物損壊	
各部における 応急措置及び 初動対策	○応急措置						
	○初動対策						
	○住民周知						

※この報告書は、主に各部の 所
管する施設及び行政事務上の危
機事態について使用する。

(担当部)		部 長	次 長	課 長
決裁年月日	令和 年 月 日			
	☐ 危機管理室報告			
	令和 年 月 日			

※危機管理室への報告は決裁後、原本コピーを提出。

(様式2)

令和 年 月 日
苫 小 牧 市

報道機関各社 様

ヒグマ情報提供票

下記のとおり、ヒグマの出没についての情報をお知らせします。

情報種別	ヒグマの市街地での目撃・徘徊について
発生日時	令和 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分頃
発生場所	苫小牧市 町 丁目 番地(場合により現場位置図を添付)
情報提供者	〇〇町市民等
情報内容	・体長 約〇メートルのヒグマ〇頭 ・〇〇周辺を徘徊している等
対応状況及び被害状況等	・市民等への注意喚起の状況 ・施設の閉鎖の有無 ・現状における対応方針等 ・被害状況等(人的・物的被害)
備考	